（公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二条　公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成二十八年文部科学省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証（次条において「登録証」という。）の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証（次条において「登録証」という。）の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧機関省令」という。）第十八条の規定に基づき作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

２　第二条の規定による改正後の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新機関省令」という。）第十八条の規定に基づき作成する帳簿であって、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）の属する月に係るものについては、新機関省令第十八条に規定する登録証の書換交付の件数（次条において「登録証書換交付件数」という。）のほか、旧機関省令第十八条に規定する登録証の訂正の件数（次条において「登録証訂正件数」という。）を併せて記載して、作成及び保存をしなければならない。

（登録状況報告書に関する経過措置）

第四条　新機関省令第十九条に規定する登録状況報告書であって、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日　　厚生労働大臣　武見　敬三

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士の登録事項） **第九条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）） 三　（略） （登録の申請） **第十条**　社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（社会福祉士の登録事項） **第九条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍） 三　（略） （登録の申請） **第十条**　社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定